

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 1 損害項目

##### （1）平成23年分

- ア 避難費用（交通費・車移動費用）
- イ 避難費用（引越し代金）
- ウ 避難費用（共益費・駐車場使用料）
- エ 避難費用（面会交通費）
- オ 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- カ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- キ 就労不能損害（申立人X2）
- ク 精神的損害

##### （2）平成24年分

- ア 避難費用（共益費・駐車場使用料）
- イ 避難雑費
- ウ 就労不能損害（申立人X2）

#### 2 期間

自 平成23年3月11日

至 平成24年3月末日

但し、前項（2）ウについては、至 平成24年2月末日

### 第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,253,570円の支払義務があることを認める。

（内訳）

##### （1）平成23年分

ア 避難費用（交通費・車移動費用）	25,272円
イ 避難費用（引越し代金）	309,450円
ウ 避難費用（共益費・駐車場使用料）	32,500円
エ 避難費用（面会交通費）	78,680円

オ	生活費増加費用（家財道具購入費用）	150,000円
カ	生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）	30,000円
キ	就労不能損害（申立人X2）	191,392円
ク	精神的損害	280,000円

（2）平成24年分

ア	避難費用（共益費・駐車場使用料）	19,500円
イ	避難雑費	60,000円
ウ	就労不能損害（申立人X2）	76,776円

第3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金760,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月14日

（仲介委員 尾野恭史）